

# 平成22年度 薬事検査について

---

平成22年度は健康福祉局医療安全課の依頼により、いわゆる健康食品、化粧品の試買検査及び健康被害事例の原因究明等について検査を実施しました。

## 1 いわゆる健康食品等の検査

「ダイエット」、「痩身」等を標榜している「いわゆる健康食品」10検体について、センナ、フェンフルラミン、N-ニトロソフェンフルラミン、エフェドリン、プソイドエフェドリン、メチルエフェドリン、ノルエフェドリン、甲状腺ホルモンの検査を行いました。その結果、いずれの成分も検出されませんでした。

また、強壯効果を標榜する「いわゆる健康食品」10検体について、シルデナフィル、タダラフィル、バルデナフィル、ホンデナフィル、キサントアントラフィル、チオキナピペリフィル、メチルテストステロン、ヨヒンビンの検査を行いました。その結果、いずれの成分も検出されませんでした。

さらに、ヘアケアを標榜する「いわゆる健康食品」5検体について、ミノキシジル、フィナステリド、デュタステリド、エストラジオール安息香酸エステルを検査を行いました。その結果、いずれの成分も検出されませんでした。

## 2 化粧品検査

化粧水、クリーム5検体について、配合が禁止されている成分のクロロホルム、メタノール、ホルマリン、水銀、カドミウム、配合が制限されている成分のパラオキシ安息香酸メチル、パラオキシ安息香酸エチル、パラオキシ安息香酸プロピル、パラオキシ安息香酸イソプロピル、パラオキシ安息香酸ブチル、パラオキシ安息香酸イソブチル、さらに医薬品成分であるデキサメタゾン、酢酸デキサメタゾン、ヒドロコルチゾン、酢酸ヒドロコルチゾン、コハク酸ヒドロコルチゾン、吉草酸ヒドロコルチゾン、プレドニゾン、コハク酸プレドニゾン、ベタメタゾン、酢酸ベタメタゾン、吉草酸ベタメタゾン、ジプロピオン酸ベタメタゾン、プロピオン酸クロベタゾール、ジプロピオン酸ベクロメタゾン、ピバル酸フルメタゾン、トリアムシノロンアセトニド、フルオシノロンアセトニド、アムシノニド、ハルシノニドの検査を行いました。その結果、いずれの成分も検出されませんでした。

## 3 健康被害に係わる検査

医療安全課の依頼により、健康被害の疑われる事例の3検体について、原因究明のための検査を行いました。その結果、電子タバコのカートリッジ1検体からニコチン、いわゆる健康食品1検体からヨヒンビンが検出されました。

【 検査研究課 薬事担当 】